

平成27年第2回定例会(平成27年6月26日)

総務企画消防委員会委員長

去る六月十一日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました『議第五十二号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算(第二号)』関係部分、ほか八件について、六月十二日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第五十二号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算(第二号) 関係部分』についてであります。

『消防本部』関係部分では、北浜一丁目の第2分団格納庫の解体及び新築工事に伴う実施設計等委託料や、石垣東四丁目の第6分団格納庫について耐震補強工事を行う経費を計上、『課税課』及び『保険年金課』関係部分では、マイナンバー制度導入に伴う、システム改修費の追加計上や、相当額の特別会計への繰り入れ、『自治振興課』関係部分では、設置予定の「別府市協働のまちづくり推進委員会」委員への謝礼金等や、自治会へ交付するコミュニティ助成金を計上、『危機管理課』関係部分では、「別府市連合防災協議会」への助成金を計上、といった説明がそれぞれなされました。

また、『政策推進課』関係部分では、肉付け予算の財源として財政調整基金の繰り入れ、総合政策アドバイザーに対する謝礼金等、また、別府駅の耐震改修に伴う補助金を計上する旨の説明がなされました。

委員より、総合政策アドバイザー導入経緯や人選についての質疑があり、当局より、市長自らの人脈等を活用し依頼を行った、別府市版の総合戦略策定や後期総合計画の見直しに向け、よりよいものを作り上げるため、専門的見地を活用したいとの答弁がなされました。

さらに委員より、他都市において類似した事業が見受けられるが、そういった流れから導入に至っているのかとの質疑がなされ、これに対し当局は、他都市の事例は把握しているが、趣旨としては、別府の財産・文化等を磨き上げ、「尖ったまち」を目指すといった観点により、市長の判断により導入するものであるとの答弁がなされました。

その他、縷々当局説明を受け、最終的に委員より、趣旨に反対するものではないが、専門家とはいえ、別府の現状をどこまで熟知しているかといった点で不安があるため、詳しく説明した上で助言・提言を受けること、今回のメンバーは多方面で活躍している方も多く、他都市に真似できない別府を目指すのであれば、実績に捉われることなく施策を策定すること、透明性を確保するため、アドバイザーの経歴や今後の経過等を可能な限り提示すること、といった意見

がなされました。

これに対し当局より、アドバイザーの経歴等は個人情報保護を踏まえた上で、可能な限り提示し、今後の人選等については初の試みでもあるため、状況を見ながら検討していきたい、アドバイザーの役割は、あくまでも助言・提言をいただくものであり、別府に見合う施策を行うために、市民が参加する会議など、議論の場を設け精査していきたい、また、その内容を公開していきたい、といった答弁がなされ、これを了とした次第であります。

採決におきましては、一部委員より、マイナンバー制度導入自体をするべきではないという観点から、反対である旨の意思表示がなされましたが、『議第五十二号 平成二十七年度 別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分』については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、『議第五十五号 別府市税条例の一部改正について』であります。が、当局より、市民税、固定資産税、軽自動車税等の減免申請期限について、「納期限前7日まで」から「納期限まで」に延長、また、旧3級品製造たばこにかかる、たばこ税の特例税率を段階的に廃止、その他、番号法改正に伴う所用の措置等のため、条例を改正するとの説明があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、五件の『市長専決処分について』であります。『議第六十一号』については、平成二十六年度の国民健康保険事業特別会計の決算見込みにおいて、軽減対象世帯の拡大等による保険税の収入が減少するなど、減収により赤字となり、平成二十七年度歳入より一億円を繰り上げ、不足額に充当、『議第六十二号』及び『議第六十三号』では、地方税法等の一部を改正する法律の公布により、本年四月一日に住宅ローン減税の適用期限を、平成31年6月30日まで延長するなど、各税制度が改正されたため、関係する条例を改正、さらに、『議第六十四号』では、国民健康保険税を軽減する低所得世帯の対象範囲を拡大するため条例を改正、また、『議第六十六号』では、固定資産評価員を選任、といった説明が、当局よりそれぞれなされ、これを了とし、『議第六十一号』から『議第六十四号』、及び、『議第六十六号』の専決処分、以上五件については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

最後に、『議第五十三号 平成二十七年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）』、及び、『議第五十四号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』であります。

いずれも当局の詳細な説明を受け、採決の結果、『議第五十三号』については一部委員より、反対である旨の意思表示がなされたものの、賛成多数により原案のとおり可決、また、『議第五十四号』については全員異議なく原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。